欧州一般データ保護規則(GDPR)における学術目的例外規定の分析

板倉陽一郎 13 寺田麻佑 23

欧州一般データ保護規則 (GDPR) はデータ主体の権利規定を中心に、管理者及び処理者に厳格な個人データ保護義務を課している。その対象はあらゆる個人データの処理に及ぶが、2 つの学術目的例外規定が存在し、学問の自由の配慮が見られる。一つは、学術目的の表現の自由を含む 85 条であり、もう一つは、科学調査又は歴史調査目的の特例を含む 89 条である。これらはいわゆる開放条項であり、加盟国法が例外事由を設定することとしているが、その内容及び運用については未整理であるといえる。本発表では、GDPR85 条及び 89 条を分析すると共に、実務的な対応をも模索する。

Analysis of Academic Research Exclusion Clause in the General Data Protection Regulation (GDPR) of the European Union

YOICHIRO ITAKURA¹³ MAYU TERADA²³

The General Data Protection Regulations (GDPR) of the European Union impose strict personal data protection obligations on managers and processors, with a focus on data subject rights provisions. Although the object covers the processing of all personal data, there are two Academic Research Exclusion Clauses and consideration of academic freedom is seen. One is Article 85, which includes freedom of expression for academic purposes, and the other is Article 89, which includes special cases for scientific research or historical research. These are so-called open clauses, and exceptional cases are to be set out by the Laws of Member States. However, it can be said that their contents and operation are unprocessed. In this paper, Article 85 and Article 89 of the GDPR are analyzed and practical measures are considered.

1. 問題意識

1.1 「特定の部門」に限った十分性認定

筆者らは、EIP80 において欧州一般データ保護規則 ((Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance), "GDPR") 89条について, 各国実施法(案)を 参照して分析を行ったが[1], さらに, 日本が欧州から十分 性認定を受けるにあたり, その範囲が個人情報の保護に関 する法律(平成15年法律第57号,以下,「個人情報保護法」 という.) の適用範囲に限定されたことから[2], さらに事 情が複雑なものとなった. すなわち, 欧州からの十分制認 定の対象が民間事業者に限られることは、その交渉(対話) を個人情報保護委員会が行っていたことや、個人情報保護 委員会の所掌範囲が一般の個人情報に関しては民間分野に 限られることから相当程度予想はできていたところである が,個人情報保護法が適用除外となる範囲についても,十 分性認定の対象ではないことが明らかになったのである. この趣旨は、十分性認定の文書そのもので述べられ、欧州

データ保護ボード(EDPB)からの、日本の十分性認定に 対する意見[3]の中でさらに明確にされている. 曰く, "The two latter acts (amended in 2016) contain provisions applicable to the protection of personal information by public sector entities. Data processing falling within the scope of application of those acts is not the object of the adequacy finding contained in this Decision, which is limited to the protection of personal information by "Personal Information Handling Business Operators" (PIHBOs) within the meaning of the APPI. (行政機 関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法は十分 性認定の適用範囲ではなく、個人情報保護法上の個人情報 取扱事業者における個人情報の保護に限定される)" (十 分性認定リサイタル 10項) とされ, EDPB は, "The adequacy finding of this draft adequacy decision is limited to the protection of personal information by PIHBOs within the meaning of the APPL This means that the adequacy is sectorial as it only applies to the private sector, excluding from its scope transfers of personal data between public authorities and bodies. Currently, the European Commission briefly mentions this specificity of the scope of the adequacy in recital 10 of the draft adequacy decision."(本十分性認定案の十分である,という 結論は個人情報保護法における個人情報取扱事業者による 個人情報の保護に限られている. これは, 公的機関及び組 織間の個人データの移転は適用範囲から除かれ、十分性が 民間分野にのみ適用される、分野的なものであることを意 味している. 現在のところ, 欧州委員会は十分性の適用範 囲のこの特異性について十分性認定案のリサイタル 10 で

Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

¹ 弁護士・ひかり総合法律事務所

² 国際基督教大学教養学部准教授

 $[\]label{eq:associate} Associate \ Professor \ of \ Law, \ College \ of \ Liberal \ Arts, \ International \ Christian \ University$

³ 理化学研究所革新知能統合研究センター (AIP) RIKEN AIP

簡単に触れている) (EDPB 意見 46 項), "The EDPB invites the European Commission to explicitly mention the sectorial nature of this adequacy finding in the title of the implementing decision as well as in its Article 1 in accordance with Article 45 (3) GDPR." (EDPB は欧州委員会に対し, GDPR45 条 3 項に 従って、その第1条と同様、実施決定のタイトルで、この 十分性認定の分野別の性質について明示的に述べるよう求 める.) (同47項) との意見を述べた.この結果,十分性認 定の題名には"under the Act on the Protection of Personal Information"(個人情報保護法の適用範囲)が明記され、日 本の十分性認定は分野別の認定である(「特定の部門」, GDPR45 条 1 項及び 3 項) ことが明らかとなった. この点 は、日本語の文書ではあまり触れられていないので、注意 が必要である. このことの理論的帰結は、十分性認定や EDPB 意見から明らかなように、公的機関の保有する個人 情報については十分性認定が得られていないということの ほかに、個人情報保護法上の適用除外に該当する場合には やはり十分性認定の埒外であるということである. さらに 具体的に述べれば、個人情報保護法 76条1項柱書が「個人 情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、 その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ 当該各号に規定する目的であるときは, 第四章の規定は, 適用しない.」として、その3号が「大学その他の学術研究 を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」に つき「学術研究の用に供する目的」としているところ、学 術研究機関(私立大学等)が個人情報を学術研究の用に供 する場合, 個人情報保護法上の, 個人情報取扱事業者の義 務規定が適用されないことと表裏一体として、十分性認定 の対象にならないわけである. これらの事実から, 大学(国 立大学法人であるにせよ, 私立大学であるにせよ, 公立大 学であるにせよ)が欧州の研究機関と共同研究する場合, 欧州からの移転に際して、十分性認定に頼ることはできな いということが, 容易に導かれる[a].

1.2 日本政府の対応

これに関し、総務省行政管理局情報公開・個人情報保護 推進室「貴機関が EU 域内から我が国を含む EU 域外に移 転する個人データの取扱いについて」(平成 30 年 12 月 5 日付事務連絡)を発出し、「本枠組みは、個人情報保護法の 適用を受ける民間事業者が対象であり、欧州委員会により 公表されている十分性認定の案文によれば、行政機関等個 人情報保護法の適用となる行政機関及び独立行政法人等は、 本枠組みの対象とはなりません。したがって、貴機関が、 EU 域内から我が国を含む EU 域外に個人データを移転す る場合は、本枠組み構築が完了した後も、引き続き、GDPR の規定により、所定の適切な保護措置を講じるか、又は本

 ${f a}$ GDPR は処理と移転をいずれも原則禁止しているので、そもそも十分性認定の対象となったとしても、処理の適法化根拠(GDPR6 条等)が

人同意その他の例外事由に該当することを根拠とすること が必要となります. ※」「※ EU 域内から経常的 に 個人 データを取得する業務については SCC (Standard Contractual Clauses:標準契約条項)を締結することや,経 常的ではないが講師招聘や入学試験などで EU 域内から講 演者や受験者などの個人データを取得する場合には本人同 意を得ることなどが必要となります.」とし、さらに、文部 科学省大臣官房総務課文書情報管理室企画係からは、「「貴 機関が EU 域内から我が国を含む EU 域外に移転する個人 データの取扱いについて(平成30年12月5日総務省行 政管理局事務連絡)」の補足情報の提供について」(平成31 年2月5日付事務連絡)が発出され、「別添の平成30年12 月 5 日付け事務連絡のとおり、EU 域内の貴機関支部から 我が国を含むEU域外に個人データを移転する場合には、 移転の法的根拠(本人同意等)を確認すること,特に,経 常的に個人データの移転が行われることが想定される場合 には、SCC の締結を含め、検討することが推奨されていま す.」「その中で、GDPRの解釈に関して、特に、労使関係 にある職員の個人情報の取扱いに関しては, 労働者と雇用 主の間に「力の不均衡」があるとの観点から,「本人同意」 に依拠することについて懸念が示されており、 留意が必要 です. 具体的には、GDPR の「同意に関するガイドライン」 の中で「職場でのそうしたデータの取扱いの大多数につい て,従業員と雇用者の関係の性質から,従業員の同意を法 的根拠とすることはできないし、またそうすべきではない」 との記載があります. 同ガイドラインでは一方で「しかし これは雇用者が取扱いの法的根拠として同意に依拠するこ とが絶対できないということを意味しているわけではない. 同意が実質上自由に与えられていることを示すことができ る状況があるかもしれない. 雇用者と従業員の間の力の不 均衡があるとしても,同意を与えるかどうかにかかわらず, 悪影響を全くもたらさない例外的な状況であれば,その状 況に限って、従業員は自由に同意を与えることができる」 とも記載されており,本人同意の有効性を全否定している 訳ではありませんが、もとより、本人同意は、本人による 「撤回」が可能であることにも留意が必要であり、個人デ ータの安定的な移転のための法的根拠として積極的に推奨 するものではありません.」「貴機関が、EU域内に支部を 置き, 日本へ当該支部の職員に係る個人データを移転(越 境移転) する場合には、改めて、越境移転の必要性を御確 認の上、必要な場合には、越境移転の方法について SCC の 締結を含め、検討することが望ましいと考えられます.」と した. 外国法令への対応を詳細に述べる文書が日本政府か ら発出されること自体が珍しいものと思われるが、これら の文書には、数点、懸念点が残る. まず、標準データ保護 条項 (SDPC, GDPR46 条 2 項(c)等) を締結すればよいと いっても、研究機関でその内容を把握したうえで適切に運 用できるかは疑問である. SDPC (経過措置で SCC が有効)

の締結の前段階には、個人データの取扱いに関するスキー ムの構築があるのであって,これが適切になされなければ, SDPC (三種類存在する) の選択すら覚束ない. 二点目は, 致命的であるが,総務省及び文科省の文書は,研究機関等 を(も)対象としているが、事務部分のみを想定しており、 研究における移転を想定していない. まだしも事務部門が 検討に携わることが想定される事務部分と異なり, 研究部 分は、研究者が主体となって個人データの取扱いに関する スキームを決定する(意識的でない場合も多いと思われる) ために、より一層、適切な取扱いを期待できない現実が存 在する. 要するに、根本的解決としては、公的部門を含め た十分性認定を得るほかないと思われるが,そのためには, 少なくとも個人情報保護委員会が公的部門についても「適 切な執行権限を含め、データ保護法令の遵守を確保し、か つ,執行することに関し,データ主体がその権利を行使す る際に支援し助言することに関し、及び、加盟国の監督機 関と協力することに関して責任を負う」「独立の監督機関」 であって「効果的に機能している」ことが必要である (GDPR45 条 2 項(b), 十分性認定の要件). 直ちには個人 情報保護委員会の所管を広げる改正が期待できない以上、 現実的な解が模索される必要がある.

2. 欧州一般データ保護規則(GDPR)における 学術目的例外規定

そこで、個人情報保護法が学術研究機関の学術研究目的 利用を個人情報保護法上の義務規定を適用除外にし(76条 1項3号),76条で適用除外となっている者に対して個人情 報等を提供する行為について, 個人情報保護委員会は, 個 人情報取その権限を行使しないものとしている(43条2項) こと及び, 国立大学法人や研究開発法人について適用され る独立行政法人等個人情報保護法が「前三号に掲げる場合 のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有 個人情報を提供するとき,本人以外の者に提供することが 明らかに本人の利益になるとき, その他保有個人情報を提 供することについて特別の理由のあるとき.」には、「利用 目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し, 又は 提供することができる.」(独法等個人情報保護法9条2項) としていることと同様に、GDPR における学術目的の例外 規定を用いて、越境移転を含む自由な研究活動ができない のか、ということを確認しておくことが有用となる. この 点,筆者らが EIP80 において調査したのは,科学調査又は 歴史調査目的の特例(89条)についての動向であったが、 本発表ではさらに、学術目的の表現の自由(85条)をも対 象とし、GDPR の構造を含めて、規定を分析していくこと とする.

2.1 学術目的の表現の自由(85条)

2.1.1 GDPR 及びリサイタルの規定

GDPR85 条及びこれに関するリサイタル 153 項は、以下の通り定めている(日本語訳は個人情報保護委員会によるもの、傍線は筆者らによる、以下同じ).

Article 85 Processing and freedom of expression and information

第85条 取扱いと表現の自由及び情報伝達の自由

- 1. Member States shall by law reconcile the right to the protection of personal data pursuant to this Regulation with the right to freedom of expression and information, including processing for journalistic purposes and the purposes of academic, artistic or literary expression.
- 1. 加盟国は、法律によって、本規則による個人データ保護の権利と、報道の目的のための取扱い、及び、<u>学術上、芸術上又は文学上の表現の目的のための取扱い</u>を含め、<u>表現の自由及び情報伝達の自由の権利との調和を保つ</u>.
- 2. For processing carried out for journalistic purposes or the purpose of academic artistic or literary expression, Member States shall provide for exemptions or derogations from Chapter II (principles), Chapter III (rights of the data subject), Chapter IV (controller and processor), Chapter V (transfer of personal data to third countries or international organisations), Chapter VI (independent supervisory authorities), Chapter VII (cooperation and consistency) and Chapter IX (specific data processing situations) if they are necessary to reconcile the right to the protection of personal data with the freedom of expression and information.
- 2. 報道の目的,又は,学術上の表現,芸術上の表現又は文学上の表現の目的のために行われる取扱いに関し,加盟国は,個人データの保護の権利と表現の自由及び情報伝達の自由との調和を保つ必要がある場合,第2章(基本原則),第3章(データ主体の権利),第4章(管理者及び処理者),第5章(第三国及び国際機関への個人データの移転),第6章(独立監督機関),第7章(協力と一貫性)及び第9章(特別のデータ取扱いの状況)の例外又は特例を定める.
- 3. Each Member State shall notify to the Commission the provisions of its law which it has adopted pursuant to paragraph 2 and, without delay, any subsequent amendment law or amendment affecting them.
- 3. 各加盟国は、欧州委員会に対し、第 2 項に従って加盟国が採択した加盟国の国内法の条項を通知し、かつ、遅滞なく、その後の改正法又はそれらの条項に影響を与える改正を通知する.

(153) Member States law should reconcile the rules governing freedom of expression and information, including journalistic, academic, artistic and or literary expression with the right to the protection of personal data pursuant to this Regulation. The processing of personal data solely for journalistic purposes, or for the purposes of academic, artistic or literary expression should be subject to derogations or exemptions from certain provisions of this Regulation if necessary to reconcile the right to the protection of personal data with the right to freedom of expression and information, as enshrined in Article 11 of the Charter. This should apply in particular to the processing of personal data in the audiovisual field and in news archives and press libraries. Therefore, Member States should adopt legislative measures which lay down the exemptions and derogations necessary for the purpose of balancing those fundamental rights. Member States should adopt such exemptions and derogations on general principles, the rights of the data subject, the controller and the processor, the transfer of personal data to third countries or international organisations, the independent supervisory authorities, cooperation and consistency, and specific data-processing situations. Where such exemptions or derogations differ from one Member State to another, the law of the Member State to which the controller is subject should apply. In order to take account of the importance of the right to freedom of expression in every democratic society, it is necessary to interpret notions relating to that freedom, such as journalism, broadly.

(153) 加盟国の国内法は、報道、学問上、芸術又は文学上 の表現を含め,表現及び情報伝達の自由を規律する規定と, 本規則による個人データの保護の権利との間の調和を図ら なければならない. 報道の目的のため, 又は, 学問上, 芸 術若しくは文学上の表現の目的のためにのみ行われる個人 データの取扱いは、個人データの保護に関する権利と憲章 の第 11 条に掲げられている表現及び情報伝達の自由の権 利とを調和させる必要があるときは、本規則の一定の条項 からの特例又は例外の対象になるものとする.このことは、 特に、視聴覚の分野並びにニュース保管及び報道ライブラ リにおける個人データの取扱いに関して適用されなければ ならない. それゆえ, 加盟国は, これらの基本的な諸権利 の間のバランスをとる目的のために必要な例外条項及び特 例条項を定める立法上の措置を講じなければならない. 加 盟国は,一般的な基本原則,データ主体の権利,管理者及 び処理者,第三国又は国際機関に対する個人データの移転, 独立の監督機関,協力と一貫性,並びに,特別のデータの 取扱いに関し, そのような例外条項及び特例条項を採択し なければならない. そのような例外条項又は特例条項が加 盟国間で区々になっている場合、管理者が服する加盟国の 法律が適用される.全ての民主主義社会における表現の自由の権利の重要性を考慮に入れるため、報道のような、表現の自由と関連する諸概念を広く解釈する必要がある.

まず,筆者らは学術目的の表現の自由と項目建てしたが, これは,「取扱いと表現の自由及び情報伝達の自由」の中の 例示であることがわかる (85条1項). そして, 加盟国は, 「第2章(基本原則),第3章(データ主体の権利),第4 章 (管理者及び処理者), 第 5 章 (第三国及び国際機関へ の個人データの移転),第6章(独立監督機関),第7章(協 力と一貫性)及び第9章(特別のデータ取扱いの状況)」 という広範囲な対象について,「例外又は特例」を法律で義 務的に定めなければならない(同1項及び2項). 例外は欧 州委員会に通知しなければならないことになっているが, 本稿執筆時点では,これが公表されている様子はない(な お,3項は2項に基づく立法にのみ課せられており,1項に 基づく立法には課せられていないとの指摘がある[4]. さら にリサイタル 153 項をみると、報道の目的や学問上の目的 の「ためにのみ」(solely for) 行われる個人データの処理が 対象であるとされている. この文言をどれだけ重視するか であるが、日本法においても、適用除外の解釈は制限的に なされており、個人情報保護委員会のガイドラインでも, 「当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術 研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品 開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目 的により判断する. また, 当該機関が学術研究を主たる目 的とするものであっても、その副次的な活動として製品開 発を目的として個人情報等を取り扱う場合は,当該活動は, 「学術研究の用に供する目的」とは解されないため、当該 活動における個人情報等の取扱いについては,法第 4 章の 規定が適用される. | とされている(個人情報の保護に関す る法律についてのガイドライン (通則編) (平成29年3月 改正版) 6-2). そうすると, 85 条 1 項では明らかに例示 (including) であった「報道の目的のための取扱い, 及び, 学術上,芸術上又は文学上の表現の目的のための取扱い」 の「目的」については、リサイタル 153 項により、厳格な 解釈がなされていることがわかる. 例示列挙が限定列挙と なってしまう嫌いはあるが、目的が無限定で、かつ対象範 囲も極めて広範というのは規制法規の運用としては耐え難 いということになろうか. なお, リサイタル 153 項で掲げ られている欧州連合基本権憲章 11 条には特段の列挙事由 はない(2項でメディアの自由が特掲されているのみであ

さて、学術目的の表現の自由との関係で問題となるのは、 85条による例外事由が、厳密に外部に公表される「表現」 に掛かる処理に限定されるのか、「表現」に至るまでの様々 な検討、考察にすべて適用されるのか、である。いうまで もなく、学術目的の表現、論文や書籍の公表であるとか、 学会発表であるとか、の前段階では、様々な個人データの処理が行われる。国際的な共同研究における大規模な個人データのやり取りが行われたとして、それは究極的には学術目的の表現のためであるからとして、GDPR85条2項にあるような極めて広範囲な制限が認められるのかということである。この点につき、報道目的の表現については、ドイツ連邦データ保護法57条2項がメディア適用除外に関して「人格権侵害時の限定的な自己データ開示請求権」が認められる処理について、「報道目的のために保存され、訂正され、通知され、中止され又は削除され」た場合、と規定していることが注目される。これは明らかに、報道目的の(外部に公表される)「表現」に限らない範囲に例外事由を設定している[5]。

2.1.2 実施法の規定

具体的な実施法ではどうか. UK Data Protection Act 2018 (c. 12) (英国 2018 年データ保護法) は, Schedule 2 - Exemptions etc from the GDPR の PART 5 EXEMPTIONS ETC BASED ON ARTICLE 85(2) FOR REASONS OF FREEDOM OF EXPRESSION AND INFORMATION の中, 26条で,以下のように定めている.

Journalistic, academic, artistic and literary purposes

26 (1) In this paragraph, "the special purposes" means one or more of the

following-

- (a) the purposes of journalism;
- (b) academic purposes;
- (c) artistic purposes;
- (d) literary purposes.
- (2) Sub-paragraph (3) applies to the processing of personal data carried out for the special purposes if—
- (a) the processing is being carried out with a view to the publication by a person of journalistic, academic, artistic or literary material, and
- (b) the controller reasonably believes that the publication of the material would be in the public interest.
- (3) The listed GDPR provisions do not apply to the extent that the controller reasonably believes that the application of those provisions would be incompatible with the special purposes.
- (4) In determining whether publication would be in the public interest the controller must take into account the special importance of the public interest in the freedom of expression and information.
- (5) In determining whether it is reasonable to believe that publication would be in the public interest, the controller must have regard to any of the codes of practice or guidelines listed in sub-paragraph (6) that is relevant to the publication in question
- (6) The codes of practice and guidelines are—

- (a) BBC Editorial Guidelines;
- (b) Ofcom Broadcasting Code;
- (c) Editors' Code of Practice.
- (7) The Secretary of State may by regulations amend the list in sub-paragraph (6).
- (8) Regulations under sub-paragraph (7) are subject to the affirmative resolution procedure.
- (9) For the purposes of this paragraph, the listed GDPR provisions are the following provisions of the GDPR (which may be exempted or derogated from by virtue of Article 85(2) of the GDPR)—
- (a) in Chapter II of the GDPR (principles)—
- (i) Article 5(1)(a) to (e) (principles relating to processing);
- (ii) Article 6 (lawfulness);
- (iii) Article 7 (conditions for consent);
- (iv) Article 8(1) and (2) (child's consent);
- (v) Article 9 (processing of special categories of data);
- (vi) Article 10 (data relating to criminal convictions etc);
- (vii) Article 11(2) (processing not requiring identification);
- (b) in Chapter III of the GDPR (rights of the data subject)—
- (i) Article 13(1) to (3) (personal data collected from data subject:vinformation to be provided);
- (ii) Article 14(1) to (4) (personal data collected other than from data subject: information to be provided);
- (iii) Article 15(1) to (3) (confirmation of processing, access to data and safeguards for third country transfers);
- (iv) Article 16 (right to rectification);
- (v) Article 17(1) and (2) (right to erasure);
- (vi) Article 18(1)(a), (b) and (d) (restriction of processing);
- (vii) Article 19 (notification obligation regarding rectification or erasure of personal data or restriction of processing);
- (viii) Article 20(1) and (2) (right to data portability);
- (ix) Article 21(1) (objections to processing);
- (c) in Chapter IV of the GDPR (controller and processor)—
- (i) Article 34(1) and (4) (communication of personal data breach to the data subject);
- (ii) Article 36 (requirement for controller to consult Commissioner prior to high risk processing);
- (d) in Chapter V of the GDPR (transfers of data to third countries etc),

Article 44 (general principles for transfers);

- (e) in Chapter VII of the GDPR (co-operation and consistency)—
- (i) Articles 60 to 62 (co-operation);
- (ii) Articles 63 to 67 (consistency).

ここでは、3 項で、「列挙された GDPR 条項は、管理者が それらの条項の適用は特別な目的と両立しないと合理的に 信じている限りにおいては適用されない」とし、「特別な目的」に「学術目的」を含んでいる(1項(b)). そして、「特別な目的」のため、が「(a) 報道、学術的、芸術的または文学的資料の人物による公表(publication)を視野に入れて処理が行われている.」「(b)管理者が、資料の公表は公益になると合理的に信じている.」という双方の要件を満たす場合の個人データの処理について適用されるという構造を取っている. 英国は、GDPR85条による例外事由が、「表現」に至るまでの様々な検討、考察における処理にも適用されることを前提に、その範囲を絞るという形で丁寧に立法したといえるのではないか.

他方,マルタ国のデータ保護法を見てみると, Data Protection Act(CHAPTER 586) (マルタデータ保護法) Art.9 Freedom of expression and information.は以下のとおり定めている.

9. (1) Personal data processed for the purpose of exercising the right to freedom of expression and information, including processing for journalistic purposes or for the purposes of academic, artistic or literary expression, shall be exempt from compliance with the provisions of the Regulation specified in subarticle (2) where, having regard to the importance of the right of freedom of expression and information in a democratic society, compliance with any of the provisions as specified in sub-article (2) would be incompatible with such processing purposes:

Provided that when reconciling the right to the protection of personal data with the right to freedom of expression and information, the controller shall ensure that the processing is proportionate, necessary and justified for reasons of substantial public interest.

(2) For the purposes of the provisions of sub-article (1), the provisions of the following chapters of the Regulation may be exempted or derogated therefrom pursuant to Article 85(2) of the said

Regulation:

- (a) Chapter II (Principles):
- (i) Article 5(1)(a) to (e) (principles relating to processing);
- (ii) Article 6 (lawfulness);
- (iii) Article 7 (conditions for consent);
- (iv) Article 10 (data relating to criminal convictions, etc);
- (v) Article 11(2) (processing not requiring identification);
- (b) Chapter III (rights of the data subject):
- (i) Article 13(1) to (3) (personal data collected from data subject: information to be provided);
- (ii) Article 14(1) to (4) (personal data collected other than from data subject);
- (iii) Article 15(1) to (3) (access to data and safeguards for third

country transfers);

- (iv) Article 17(1) and (2) (right to erasure);
- (v) Article 18(1)(a), (b) and (d) (restriction of processing);
- (vi) Article 20(1) and (2) (right to data portability);
- (vii) Article 21(1) (objections to processing);
- (c) Chapter IV (controller and processor):
- (i) Article 25 (data protection by design and by default);
- (ii) Article 27 (representatives of controllers or processors not established in the Union);
- (iii) Article 30 (records of processing activities);
- (iv) Article 33 (notification of personal data breach to supervisory authority);
- (v) Article 34 (communication of personal data breach to the data subject);
- (vi) Article 42 (certification);
- (vii) Article 43 (certification bodies);
- (d) Chapter VII (co-operation and consistency):
- (i) Articles 60 to 62 (co-operation);
- (ii) Articles 63 to 67 (consistency).

9条1項は「報道および情報の自由の権利を行使する目的で処理された個人データ(報道目的、学術的、芸術的または文学的表現を目的とした処理を含む)は、規則の規定の遵守から免除される.」として、2項以下の規定が適用されないとする.この規定の仕方では、GDPR85条による例外事由が、「表現」に至るまでの様々な検討、考察における処理にも適用されるかどうかは判然としない.しかしながら、1項「ただし」以下において、「個人データ保護の権利と表現および情報の自由の権利とを調和させる際には、管理者は、その処理が比例し、必要であり、公共の利益のために正当化されることを保証(ensure)しなければならない.」として、いわば、管理者に説明責任を負わせている.英国のように範囲を絞るのではなく、管理者が自らのリスクでどの範囲までを適用除外とするかを決める、という立法の方法といえる.

2.1.3 考察

英国の規定の場合、学術目的の表現の自由による例外規定の適用を受けるためには、明白に、「公表」が視野に入った処理である必要がある。また、公表が公益目的であることを信じている必要がある。これらを満たす限りにおいて、処理には広範な適用除外が認められるが、学術研究は、必ずしも公表に結びつくものだけではなく、また、公益目的であるということが保証されているわけではない。結果から逆算して適用除外を主張することは可能であろうが、この規定だけで、学術研究関係の処理をすべて適用除外であるとして実務を行うことには相応のリスクがあるのではないか。他方、マルタの規定の場合はさらにリスクが管理者

に転嫁されており、表現の自由等との裸の利益衡量について、公共の利益のために正当化されることを保証しなければならないとすると、実務的には、萎縮か、無謀(又は無知)かのいずれかの方向に傾くことが容易に予想される.いずれにせよ、現時点で、明確な行為規範として頼れるという状況にはないのではないか.

2.2 科学調査又は歴史調査目的の特例(89条)

他方,科学調査又は歴史調査目的の特例について,GDPR89条は以下のように定めている.

Article 89 Safeguards and derogations relating to processing for archiving purposes in the public interest, scientific or historical research purposes or statistical purposes

第89条 公共の利益における保管の目的,科学調査若しく は歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いと関連す る保護措置及び特例

- 1. Processing for archiving purposes in the public interest, scientific or historical research purposes or statistical purposes, shall be subject to appropriate safeguards, in accordance with this Regulation, for the rights and freedoms of the data subject. Those safeguards shall ensure that technical and organisational measures are in place in particular in order to ensure respect for the principle of data minimisation. Those measures may include pseudonymisation provided that those purposes can be fulfilled in that manner. Where those purposes can be fulfilled by further processing which does not permit or no longer permits the identification of data subjects, those purposes shall be fulfilled in that manner.
- 1. 公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いは、本規則に従い、データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置に服する. それらの保護措置は、とりわけ、データの最小化の原則に対する尊重を確保するため、技術的及び組織的な措置を設けることを確保する. それらの措置は、それらの目的がそのような態様で充足されうる限り、仮名化を含むことができる. データ主体の識別を許容しない又は許容することのない別の目的による取扱いによってそれらの目的が充足されうる場合、それらの目的は、その態様によって充足される.
- 2. Where personal data are processed for scientific or historical research purposes or statistical purposes, Union or Member State law may provide for derogations from the rights referred to in Articles 15, 16, 18 and 21 subject to the conditions and safeguards referred to in paragraph 1 of this Article in so far as such rights are likely to render impossible or seriously impair

the achievement of the specific purposes, and such derogations are necessary for the fulfilment of those purposes.

- 2. 個人データが科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的で取扱われる場合, EU 法又は加盟国の国内法は, そのような権利が, 個別具体的な目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合, 又は, その達成を深刻に阻害するおそれがある場合であり, かつ, そのような特例がそれらの目的を果たすために必要である場合に限り, 本条第1項に規定する条件及び保護措置に従い, 第15条, 第16条, 第18条及び第21条に規定する権利の特例を定めることができる.
- 3. Where personal data are processed for archiving purposes in the public interest, Union or Member State law may provide for derogations from the rights referred to in Articles 15, 16, 18, 19, 20 and 21 subject to the conditions and safeguards referred to in paragraph 1 of this Article in so far as such rights are likely to render impossible or seriously impair the achievement of the specific purposes, and such derogations are necessary for the fulfilment of those purposes.
- 3. 個人データが公共の利益における保管の目的のために 取扱われる場合, EU 法又は加盟国の国内法は, そのよう な権利が, 個別具体的な目的を達成できないようにしてし まうおそれがある場合, 又は, その達成を深刻に阻害する おそれがある場合であり, かつ, そのような特例がそれら の目的を果たすために必要である場合に限り, 本条第1項 に規定する条件及び保護措置に従い, 第15条, 第16条, 第18条, 第19条, 第20条及び第21条に規定する権利 の特例を定めることができる.
- 4. Where processing referred to in paragraphs 2 and 3 serves at the same time another purpose, the derogations shall apply only to processing for the purposes referred to in those paragraphs.
- 4. 第 2 項及び第 3 項に規定する取扱いが、同時に他の目的のためにも供される場合、その特例は、それらの項に規定する目的のための取扱いのみに適用される.

GDPR85 条と比べて目立つのは、適用除外が任意的であること(may provide)と、適用除外が認められる条項はデータ主体の請求に関する一部の規定に限られることである(科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的の場合、15条、16条、18条及び21条)、同条の分析及び実施法の規定ぶりについては筆者らの先行研究[1]を参照されたいが、ここでは、GDPR85条との比較を行うこととしたい。まず、上述したとおり、GDPR85条は加盟国に立法を義務付けるが、89条は任意的な規定である。また、85条の適用範囲について「表現」に至るまでの様々な検討、考察にお

ける処理に無制限に適用されるとすると、89条で認められる「保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱い」はすべて包含されてしまうことになりかねない。そうするとやはり、「保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱い」は、GDPR85条ではカバーされない範囲の適用除外を定めるものと考える方が、GDPRの構造上は適切であるということになるのではないか。具体的には、例えば英国法の規定の仕方から見れば、現時点で全く公表が予定されない個人データについて、単に保存するという場合には、GDPR85条による適用除外は受けられない。マルタ法で考えても、表現の自由等との衝突が直ちには考えられず、やはり適用除外の対象であると保証するのは困難であろう。このような場合には、89条(及び加盟国法)による適用除外の意味があるということになる。

3. 結語及び実務における適用

以上のとおり見ていくと、十分性認定が適用されない機関等が、欧州との共同研究等で個人データの処理を行う場合、GDPR上の適用除外が受けられるかどうかについては、

- ① GDPR85 条による広範な適用除外については、加盟 国法の問題ではあるものの、公表そのものでない処理 に関しては、管理者のリスクで適用を判断する必要が ある.
- ② GDPR89 条による適用除外は、公表を前提としない 処理に適用されるが、適用除外される範囲は狭く、特 に処理の適法化根拠である6条や、移転の適法化根拠 である45条以下については対象ではない。

という状況が把握できる.結局,現実的な対応としては,GDPR85条による適用除外で,まったく無頓着に処理できると考えるのは適切ではなく,基本的には処理(主として同意となるであろう)と移転の適法化根拠を備えるような実務が必要となる.さらに,いざという時の適用除外を主張するためには,例えば英国法をみると,適用除外対象であることを信じていたという証拠,公益目的であるという証拠を,きちんと揃えておく必要がある.いずれにせよ,研究を開始する前に準備を整える必要があり,各研究者又は各研究室に任せたままでは備わるものではないであろう.機関をあげての体制づくりが重要だということになる.

参考文献

[1] 板倉陽一郎、・寺田麻佑「欧州一般データ保護規則 (GDPR) における各国実施法の学術研究除外についての動向」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) 2018.7 (2018): 1-5. [2] COMMISSION IMPLEMENTING DECISION (EU) 2019/419 of 23 January 2019 pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the adequate protection of personal data by Japan under the Act on the Protection of Personal Information (notified under document C(2019) 304).

- [3] Opinion 28/2018 regarding the European Commission Draft Implementing Decision on the adequate protection of personal data in Japan (Adopted on 5 December 2018).
- [4] Feiler, Lukas, Nikolaus Forgó, and Michaela Weigl. *The EU General Data Protection Regulation (GDPR): A Commentary.* Globe Law and Business, 2018., p.300.
- [5] 鈴木秀美「EU 一般データ保護規則とドイツのメディア適用除外規定」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 69 号 (2019 年) 1-14 頁.